

表 421 各種手当支給状況

- (1) 重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の障害者が対象である。
- (2) 20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障害児が対象である。
- (3) 毎年4月1日現在で市内に居住している在宅重度障害者（児）が対象である。

(1) 特別障害者手当 平成 21 年度

認定請求件数	新規認定受給者数	支給停止者数	却下件数	未処理数	支給停止解除者数	受給資格喪失件数	年度末受給者数	年度末支給停止者数
142	117	6	19	-	9	85	710	7

(2) 障害児福祉手当 平成 21 年度

認定請求件数	新規認定受給者数	支給停止者数	却下件数	未処理数	支給停止解除者数	受給資格喪失件数	年度末受給者数	年度末支給停止者数
78	70	6	2	-	12	73	486	21

(3) 市心身障害者手当 平成 21 年度

最重度	重度	準重度	計
454	16,614	4,581	21,649

資料：障害福祉課